

～ピンクリボン通信 No.5～
「コロナ禍の入院診療」

乳腺外科部長 中野 聡子

新年あけましておめでとうございます。

昨年は、新型コロナウイルスで、私たちの日常そして日常診療にも大きな変化がありました。気がつけば、ピンクリボン通信も長らく更新しないままとなっていました。今後は、少しずつでも発信をしていきたいと思えます。

さて今回は、コロナ禍の医療現場からのお話をさせていただきたいと思えます。

当センターは厚生労働省の認可を受け、平成21年7月1日より「診断群分類別包括払い（DPC）方式」により入院費を計算しています。

DPC方式では病気の種類や治療内容に応じた定額医療費からなる【包括評価部分】と、手術・麻酔・一部の検査・処置等といった包括対象外である【出来高評価部分】が合算され入院費を算出します。診断群分類ごとに定められた入院日数を超えると「出来高払い方式」による計算となります（詳しくは[こちら](#)をご覧ください）。

この定められた入院日数は、変動はしますが、以前と比較して短くなってきております。以前は、手術でドレーン（手術により体液が出ることがあり、これを排出させるための管）を入れた場合に、ドレーンが抜けてから、あるいは抜糸をしてから退院とさせていただいておりましたが、最近では定められた入院期間を超える場合には、外来で対処をさせていただくように変わってきました。初回化学療法のための入院も同様で、以前2週間としていた入院期間も3日から1週間と短くなってきました。

さて、新型コロナのため、首都圏は2回目の緊急事態宣言が出される事態となりました。現在どこの病院でも入院ベッド・医療従事者の労働力共に窮迫してきている状態です。そういう意味でも、入院期間を短くするよう迫られています。皆様にもご協力をお願いしたいと思います。